

任務を構成する事業評価

No.	5	担当課	監査委員事務局
-----	---	-----	---------

1.任務目的

任務目的	公正で合理的かつ効率的な行財政運営に資する
------	-----------------------

2.任務概要

任務概要	都市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。
任務の総括	地方自治法で定められている内部監査であり、今後も継続して実施する。 全国都市監査委員会研修会等に参加し、全国水準の動向と情報収集に努める。

3.任務目的を構成する事業

事業名(中分類)	決算審査	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	平成29年度の各種会計決算について、決算その他関係諸表等の数値の適正及び予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査する。 【地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項】		
取組内容・結果等(D)	審査実施にあたり、各会計の歳入歳出決算書・事業成果(報告)書他について、地方自治法及びその他の関係法令等に準拠して作成されているか、数値が正確であるか確認を行うとともに、予算の執行及び事務処理が適正、かつ、効果的で合理性をもって進められたかを審査した。主管課に聴取りを行った上で、『決算審査意見書』を刊行し市長と監査委員の「講評と意見交換会」を開催した。9月議会で配布し、監査委員が審査結果を報告した。また市ホームページ等で審査結果を公表した。		
課題・問題点等(C)	下水道会計の公営企業会計に移行したことに伴い、翌年度は変則様式での30年度『決算審査意見書』の刊行となる。		
今後の方向性(A)	前年度執行額との対比作業等の省力化実現のために、システム更新時に懸案事項として取り上げたい。 公営企業会計としての下水道会計の『決算審査意見書』の刊行は、令和元年度決算において、病院や水道等の既存公営企業会計と同一様式となり、概ね段階的移行が完了する見通しである。		

事業名(中分類)	財政健全化審査	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	資金不足比率及び健全化判断比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかを審査する。 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項】		
取組内容・結果等(D)	資金不足比率については、病院、水道、下水道の3事業会計が一堂に会し、相互に確認を諮りながら、監査委員が聴取りを実施した。 健全化判断比率については、7月末までに提出された速報値に基づき、財政課から概要説明を受けた。		
課題・問題点等(C)	各事業会計毎、事業内容による財政状況が異なるため、予算付けの考えが重要となってくる。		
今後の方向性(A)	資金不足比率については、引続き3事業会計が一堂に会して実施する審査方法を踏襲し、相互に確認を諮って行く。		

事業名(中分類)	例月出納検査	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	毎月の各種会計(一般会計・特別会計)及び公営企業会計に係る現金の出納について、前月分を対象に数値が適正なものとなっているか確認するとともに、その保管状況を検査する。 【地方自治法第235条の2第1項】。		
取組内容・結果等(D)	予備検査を実施し、法令・条例・規則等に沿った処理がなされているか毎月確認した。 予備検査の結果概要を監査委員へ口頭で復命するとともに、予備検査及び本検査の実施経過を記録し、監査委員と会計課へ毎月回議した。		
課題・問題点等(C)	会計課等経理担当職員を通じて指導しているが、行き届いていない状況が一部に見受けられる。		
今後の方向性(A)	不正確・不適切な起票の事例が見受けられた時点で、帳票類決裁に伴う当該所属の確認体制のあり方を、適宜指導して再発防止に努めて行く。		

事業管理シート(任務目的)

任務目的	公正で合理的かつ効率的な行財政運営に資する		
事業名(中分類)	財政援助団体等監査	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	財政的援助(補助金・負担金・出資)団体及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか監査する。また、主管課の当該団体に対する適切な指導が行われているかも併せて監査する。 【地方自治法199条第7項】		
取組内容・結果等(D)	財政援助団体及び指定管理者、主管課に聴取りを行った上で、『監査結果報告書』を刊行し、市長と監査委員の「講評と意見交換会」を開催した。また、2月議会で『監査結果報告書』を配布し、監査委員が結果を報告した。また市ホームページ等で監査結果を公表した。		
課題・問題点等(C)	不良箇所指摘についても、対応が遅いケースが見受けられる。		
今後の方向性(A)	不良箇所への対応が自主的に行われるよう、今後も「設備等点検結果」の提出を求め、主管課と指定管理団体のあり方を見守って行く。		
事業名(中分類)	定期監査	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	毎会計年度、少なくとも1回以上、市の財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを監査する。 【地方自治法第199条第4項】		
取組内容・結果等(D)	各課や諸施設で聴取りを行った上で、『監査結果報告書』を作成し、市長と監査委員の「講評と意見交換会」を開催した。また、2月議会で配布し、監査委員が結果を報告した。また市ホームページ等で監査結果を公表した。		
課題・問題点等(C)	監査による指摘が予算作成時期後となるため、措置が遅れる場合がある。		
今後の方向性(A)	「過年度指摘事項等に対する措置状況の追跡調査」を翌年度等を実施し、当該案件に対する履行状況を見守って行く。		
事業名(中分類)	住民監査請求	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	市長・委員会等や職員による財務会計上の行為について、違法または不当な公金の支出、財産の管理を怠るなどの事実があると認められるときは、このことを証明する書類を添えて、その行為のあった日または終わった日から原則1年以内に、市民が監査委員に監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求することができる。 【地方自治法第242条】		
取組内容・結果等(D)	平成30年度菊川市一般会計補正予算について 菊川市職員措置請求に係る監査請求が提出された。請求人と関係職員双方から意見を聴取し、それに基づき監査協議会を開催した。監査結果を請求日90日以内に請求人に通知するとともに告示を行った。		
課題・問題点等(C)	当市では、これまで住民監査請求の事例がなかったため、今回の事例が今後の参考となる。		
今後の方向性(A)	請求事例を基にした県内外での各種研修会や事務局担当者会議に参加し、住民請求に対する監査の取組みについて情報を集める必要がある。		
事業名(中分類)	研修会・研究会	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102870 (監査委員総務費)
事業(中分類)概要	都市監査委員研修会・県内事務局担当者会議に参加し、国の動向等の情報収集や県内各市との情報交換に努める。		
取組内容・結果等(D)	都市監査委員研修会は、全国・三地区共催・東海・静岡県と各地区単位で年数回研修会が開催されており、各地区における動向等の情報提供が行われた。 事務局担当者会議では、各市で抱える諸問題が提起される。これらの研究問題に対する当市なりの回答等をあらかじめ提出した上で、担当者会議に臨み、意見交換や情報収集を図った。		
課題・問題点等(C)	事務局研究会や研修会に参加しても回数が限られているため求めている情報が集まらない場合がある。		
今後の方向性(A)	都市監査委員研修会・県内事務局担当者会議に参加し、国の動向等の情報収集や県内各市から情報収集を図って行く。		

事業管理シート(任務目的)

任務目的	公正で合理的かつ効率的な行財政運営に資する		
事業名(中分類)	監査基準	予算事業番号 (予算事業名)	2.6.1.102100 (監査委員報酬費)
事業(中分類)概要	平成30年4月1日の地方自治法等の一部改正に伴い、令和2年4月1日までに、菊川市監査基準の見直しを行う。		
取組内容・結果等(D)	平成29年6月に菊川市監査基準に制定した基準の一部改正を行った。		
課題・問題点等(C)	地方自治法等の一部改正は令和2年4月1日にも施行される。このため、その時期に再度上記「菊川市監査基準」を見直す必要がある。		
今後の方向性(A)	令和2年4月の地方自治法等の一部改正に伴い、必要に応じて「菊川市監査基準」の一部改正を実施する。		